

横保健第 322 号
平成 27 年 (2015 年) 11 月 19 日

恵徳苑
給食施設設置者 様

横須賀市保健所長 小林 利彰



給食施設栄養指導票の交付について

健康増進法第 18 条第 1 項第 2 号、第 22 条および第 24 条に基づき、給食施設指導を行いました。

給食施設の栄養管理に関する条例等施行取扱規則（横須賀市規則 43 号）第 2 条に基づき、指導結果を別紙のとおり送付いたします。

記

別添 給食施設栄養指導票 1 通

事務担当 横須賀市健康部保健所健康づくり課 森田

TEL 822-4537

給食施設栄養指導票

平成27年9月16日

恵徳苑
給食施設設置者 様

栄養指導員 横須賀市保健所
森田 晴子

指導内容

今後とも健康増進法に基づいた栄養管理をお願いします。

調 査 項 目

施設の状況

① 給食利用者の栄養状態等を把握しているか。

② 給食利用者に応じた給食が提供されているか。

③ 給食の品質管理及び評価を行っているか。

④ 給食利用者に応じた献立が作成されているか。

⑤ 献立の掲示方法及び表記は適切か。

⑥ 献立表等の書類は整備されているか。

⑦ 衛生管理は適正に行われているか。

8 特別の栄養管理が必要な施設として指定されているか。

⑨ 管理栄養士は配置されているか。

10 その他

手づくり
にこだわっ
てご利用者
さんに喜ん
でいただけ
る給食を目
指していま
す。

(事務処理欄) ※ 調査項目のうち確認した項目の数字に○を付しています。

指定 (有 無)

巡回 来所 電話